

熊本県医療安全相談
窓口について

県では、誰もが安心して受けられる医療の実現、また、医療機関における患者へのサービスや医療の質の向上を目指して、医療に関する患者や家族からの相談などを受け付ける「医療安全相談窓口」を次のとおり設置しております。
ご相談には看護師及び担当の職員が対応し、必要に応じて医療機関への事実確認や情報提供などを行います。
なお、医療に関する相談につきましては、各保健所においても従来どおり受け付けています。

受付日 月曜日～金曜日
(休日及び年末年始を除く日)

受付時間 9時～17時

受付体制 医療安全相談員(1名)及び医療政策総室医事班(4名)

相談内容 医療に関する患者やその家族からの相談等

設置場所及び問い合わせ先

熊本県健康福祉部医療政策総室内
(県庁新館4階)

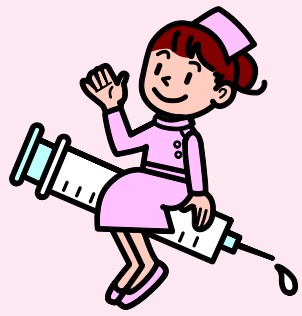
TEL 096-383-7020
FAX 096-385-1754
E-mail iryosei.saku@pref.kumamoto.lg.jp

麻しん風しん予防接種変更のお知らせ

平成18年4月1日から、麻しん風しん混合ワクチンを使用した2回接種が開始されていますが、同6月2日付けで、更に予防接種法が一部改正され、麻しん単抗原ワクチンや風しん単抗原ワクチンが定期予防接種として受けることができるようになりました。

また、就学前児(年長児)については、平成18年3月31日以前に麻しんワクチンと風しんワクチンを使用した予防接種を接種された方も、効果を高めるために麻しん風しん予防接種の2回目【第Ⅱ期】が導入されました。対象者は無料で受けられますので、体調がよいときに、接種されますようお知らせします。

麻しん風しんの定期予防接種が受けられる年齢【対象者】
第Ⅰ期：1歳から2歳未満
第Ⅱ期：就学前1年間(年長児)



◆麻しん風しん予防接種の受け方
【第Ⅰ期：満1歳以上2歳未満】・・・1歳になったらすぐ受けましょう

これまでの接種履歴	受けられるワクチン
これまで何も接種したことがない。	麻しん風しん混合ワクチン
風しんワクチンを受けた。または、風しんに罹った。	麻しん単抗原ワクチン
麻しんワクチンを受けた。または、麻しんに罹った。	風しん単抗原ワクチン

【第Ⅱ期：就学前1年間(年長児)】

これまでの接種履歴	受けられるワクチン
これまで何も接種したことがない。	麻しん風しん混合ワクチン
風しんワクチンのみを受けた。麻しんワクチンのみを受けた。	
麻しんと風しんの単抗原ワクチンを両方受けた。	
風しんに罹った。	麻しん単抗原ワクチン
麻しんに罹った。	風しん単抗原ワクチン

ご不明な点は、一の宮保健センター TEL 22-5088までご連絡下さい。

阿蘇清峰高校開放講座 のご案内

【目的】

農業や福祉の知識や体験活動を通して育てる喜び、作る楽しさを実感し、また、人とのふれあいを大事にしなが
ら優しい生活の送り方等、新しい発見をしてみませんか。

学校が休みの日を利用して、本校をより理解していただくため、教員が担当講師を務める開放講座を実施します。

【講座名】

『わくわく清峰体験講座』

【場所】

熊本県立阿蘇清峰高等学校各施設、
春牧農場

【対象者】

全講座受講可能な方

【募集人数】

20名 定員になり次第締め切ります。

【実施期間】

10月14日～12月9日の毎週土曜日
(9時～12時)

日にち	学 習 内 容
10月14日(土)	1 家畜飼育の基礎管理(良い食肉を見分けよう)
10月21日(土)	2 CAD基礎講座
10月28日(土)	3 介護の基礎(介護技術の基本と健康体操)
11月4日(土)	4 農産加工基礎Ⅰ(家庭で出来るパン作り)
11月18日(土)	5 農産加工基礎Ⅱ(手作りソーセージ)
11月25日(土)	6 林産加工基礎(木の魅力発見)
12月2日(土)	7 草花栽培の基礎管理(ガーデニング基礎講座)
12月9日(土)	8 野菜栽培の土づくり(家庭菜園基礎講座)

※全講座修了後に、修了証が授与されます。

※実施日時・内容は、学校行事等の都合で変更することがあります。

【申し込み方法】

ハガキに郵便番号・住所・氏名・年齢・性別・電話番号をご記入の上、阿蘇清峰高等学校まで申し込み頂くか、学校窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、開放講座係までお申し込み下さい。

【募集期間】 9月1日(金)から9月22日(金)

【受講料】 無料ですが、実習教材費として3,000円必要です。

【問い合わせ先】 熊本県立阿蘇清峰高等学校 開放講座係
TEL:0967-22-0045 FAX:0967-22-5161

児童手当現況届
提出されましたか？

この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなり
ます。

＜現況届に必要な添付書類＞

▼受給者(父もしくは母)の健康
保険証の写し

※受給者が厚生年金等加入者
ある場合に提出

▼前住所地の市区町村長が発行
する児童手当用所得証明書

※阿蘇市に平成18年1月1日に
住所がなかった場合に提出

▼監護・生計同一申立書及び住
民票(世帯全員)

※子どもと別居している場合に
提出

受給者が公務員になられた時
は必ず市役所へ届けをしてくだ
さい。



県立高校の再編整備の中で、
阿蘇清峰高校が統廃合の対象校
となっております。

阿蘇清峰高校の存続に

市民あげて取り組みましょう！



お知らせ



県税の災害減免制度 について

次のような場合に、県税が減額または免除される場合があります。詳しくは、阿蘇地域振興局税務課へお尋ね下さい。

▼自動車税

災害で車が使用できなくなった、相当な被害を受けたとき

▼個人事業税

個人の事業用資産などが災害で相当な被害を受けたとき

▼不動産取得税

家屋や土地が災害で相当な被害を受け、それに代わる家屋や土地を3年以内に取得したとき

※なお、被害を受けた日または納税通知書が届いた日から2ヶ月以内に申請が必要です。

問い合わせ先

阿蘇地域振興局税務課

TEL 22-1111

(内線323)

FAX 22-5086

その他

地震、火災、風水害などの災害により住宅や家財などに損害を受けた方には、申告・納付などの期限の延長、納税の猶予、所得税を軽減・免除する方法があります。

また、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書は無料で発行しております。

詳しくお知りになりたい方は、阿蘇税務署(TEL 22-0551)にお気軽にお尋ね下さい。

消費税・地方消費税 (個人事業者)の中間 報告と納税

平成17年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が48万円を超える個人事業者の方は、平成18年分の消費税及び地方消費税について中間申告と納税が必要です。

その方々のうち、確定消費税額が400万円以下の方の申告期限等は、次のとおりです。

中間申告・納期限

8月31日(木)

中間申告納付額

平成17年分の確定消費税額の2分の1(「仮決算」により中間申告し納税することもできます。)

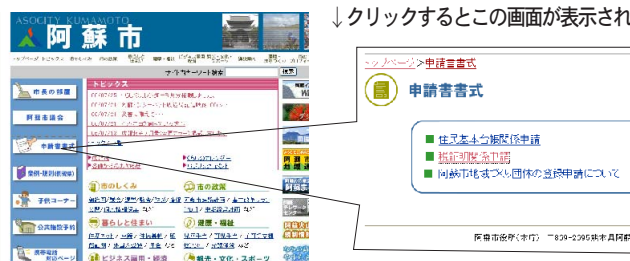
税証明申請書様式を阿蘇市 ホームページから取り出す ことが可能となりました。

ご自宅等で申請の作成ができ、税務窓口で記載していただく手間が省けるのでスムーズに交付を受けることができます。

※ただし、このサービスは様式を提供するものであり、ホームページから直接申請することはできません。詳しくは、阿蘇市ホームページ(<http://www.city.aso.kumamoto.jp/>)をご覧ください。

阿蘇市ホームページ ⇒ 申請書様式 ⇒ 税証明関係申請

↓クリックするとこの画面が表示されます



税務課からのお知らせ

家屋を滅失または未登記家屋の 所有権を移転した場合は必ず 税務課に届け出てください

家屋に対する固定資産税は、1月1日現在の所有者として登記(登録)されている方に課税されます。

家屋については、登記されていない事も多く、事実確認に苦慮していることから、未登記家屋の滅失(取り壊し)や、未登記家屋の所有権移転を行われた方は、すみやかに届出を行っていただきますようお願いいたします。

法務局で滅失登記や所有権移転登記を済まされている場合は届出の必要はありません。

詳しくは阿蘇市役所税務課(TEL 22-3148)までお問い合わせ下さい



熊本の気候にあった県産木材で家を建てましょう！
熊本県木材協会連合会では、県内で木造住宅を新築される方に乾燥スギ柱材やスギ・ヒノキの内装材などを、マンションをリフォームされる方にスギ・ヒノキの内装材を無償提供する事業を実施します。

募集期間
第3回 10月2日～10月13日
第4回 11月20日～12月1日

新築住宅やマンション リフォームに熊本の木 をプレゼント

この中間納付税額は、確定申告をする際に、確定申告書の差引税額から控除することとなります。
なお、課税期間の特例の適用を受けている方は、中間申告・納付の必要はありません。
平成17年分の確定消費税が400万円を超える方の場合には、これらの期限や納付額が異なります。
消費税のことでお分かりにならないことがありましたら、阿蘇税務署(TEL2210551)にお気軽にお尋ね下さい。

提供する戸数、県産木材の種類と数量、条件などの詳細については、(社)熊本県木材協会連合会(TEL096138217919)までお問い合わせ下さい。

公共職業訓練受講生 募集のご案内

熊本県立熊本高等技術訓練校では、公共職業訓練「OAビジネス科阿蘇コース」実施に伴い、受講生を募集しております。

受講を希望される方は次の要件をご確認の上、お問い合わせ下さい。

申込資格

公共職業安定所に求職申込をした方

募集期間

8月16日～8月29日

訓練期間

10月4日～12月28日

受講料 無料

(別途テキスト代1万5千円程度)

訓練会場

ワイエスプランパソコンスクール阿蘇校

住所 阿蘇市内牧257番地

申込み先 ハローワーク阿蘇

TEL 096712218609

問い合わせ先

熊本県立熊本高等技術訓練校

TEL 096137810121

明るい選挙啓発作品 コンクール作品募集!

— 次世代に つなぐ一票 大切に —
(平成17年度標語の部会長賞
苓北町立苓北中学校 山崎沙織さんの作品)

募集作品 標語・4コマ漫画

- ・テーマ、「有権者に選挙の大切さを伝えるもの、きれいな選挙を呼びかけるもの」です。
- ・どなたでもご応募できます。

応募方法 応募用紙の様式は自由です。住所、氏名、性別の記入をお忘れなく。(郵送可)メールでの応募も受け付けます。

メールアドレス: senkyo@city.aso.lg.jp

応募先 阿蘇市一の宮町宮地504番地1
阿蘇市選挙管理委員会事務局(阿蘇市役所内)

応募締切 9月8日(金)まで

表彰 入賞者には記念品・賞状を贈呈します。
なお、12月に表彰式を予定しています。

問い合わせ先

阿蘇市選挙管理委員会事務局 TEL22-3239

「住宅火災警報器」の設置

— 消防法が改正されました —

近年、住宅火災による死者は、建物火災による死者全体の約9割を占め、その6割程度が65歳以上の高齢者となっています。

また、住宅火災で亡くなった方の約7割が「逃げ遅れ」で、より早く火災の発生を知っていれば助かった方も多いと思われます。

このような状況を踏まえ、消防法を改正し、全国一律に住宅用火災警報器等の設置が義務づけられました。

▼住宅用火災警報器とは?設置場所は?

- ・煙式(光電式) 寝室や階段などに設置
- ・熱式(定温式) 車庫や台所に設置

▼あなたの家に住宅用火災警報器はついてますか?

- ・新築住宅 平成18年6月1日から義務づけ
- ・既存住宅 平成23年5月31日までに設置

※悪質販売にご用心!

消防署では、住宅用火災警報器の販売は行いません。住宅用火災警報器は、国が定めた規格に適合していることを示す「NSマーク」が表示されています。

問い合わせ先

阿蘇広域行政事務組合消防本部予防警防課 TEL34-0024